

年次	昭和26年
大分類	12
小分類	E
簿番 冊号	3
冊数	2

島根縣報

昭和二十六年
自六月
至八月

島根縣

島根県仁多郡八川村 長

1 男三十五歳位、服毒心中、丈一、六米

2 丸首半袖白シャツ、肉色長ズボン 綿猿又

島根県那賀郡黒沢村 長

1 女三十歳位、服毒心中、丈一、五米、銀冠あり

2 男国防色作業シャツ、同ズボン、栗サンダル皮靴

島根県那賀郡黒沢村 長

1 男中谷徳一、五十七歳、災害死

2 死亡場所本村大字下古和内道路上

島根県簸川郡平田町 長

1 男四十歳位、溺死、丈一、五八米

2 丸刈丸顔、色黒、労働者風

島根県美濃郡中西村 長

1 国防色軍冬肌着、黒小倉詰襟冬学生服、黒單長ズボン、上衣

2 男六十五歳位、縊死、身長五尺、瘦型、髪五分刈、丸顔

島根県松江市長

1 男六十五歳、自称中野徳太郎、病死、身長四尺五寸位、瘦型、丸刈

2 国防色上着、軍隊袴下

山梨県甲府市長

1 男二十八歳、自称樋口忠一、病死

2 国防色上着、同色ズボン、身長五尺

昭和二十六年八月二十八日印刷
昭和二十六年八月二十八日発行

発行所 島根県

印刷所 松江市殿町 島根県印刷所
発行所 松江市殿町 島根県印刷所

尺、眼細く鼻高

島根縣報

号外 昭和二十六年 水曜日
八月二十九日

◎規則 島根県海面漁業調整規則

規則

島根県海面漁業調整規則をここに公布する。

昭和二十六年八月二十九日

島根県知事 恒松安夫

◎島根縣規則第八十八号

島根県海面漁業調整規則

目次

- 第一章 総則
- 第一条 目的
- 第二条 適用範圍
- 第三条 書類の經由
- 第二章 漁業の許可
- 第四条 漁業の許可
- 第五条 共同漁業に該当する漁業の特例
- 第六条 許可の申請
- 第七条 許可の申請期日

- 第八条 許可の有効期間
- 第九条 許可証の交付
- 第十条 許可証の携帯義務
- 第十一条 許可証の譲渡等の禁止
- 第十二条 許可の制限又は条件
- 第十三条 許可の内容の変更
- 第十四条 許可証の書換及び再交付
- 第十五条 同
- 第十六条 同
- 第十七条 許可証の返納
- 第十八条 同
- 第十九条 漁業許可の定数
- 第二十条 起業の認可
- 第二十一条 同
- 第二十二条 同
- 第二十三条 許可又は起業の認可をしない場合
- 第二十四条 許可についての適格性
- 第二十五条 優先順位
- 第二十六条 同
- 第二十七条 優先順位についての勘案事項
- 第二十八条 同
- 第二十九条 休業の届出
- 第三十条 許可又は認可の取消
- 第三十一条 同

第三十二条 同

第三十三条 同

第三十四条 同

第三十五条 許可又は起業の認可の失効

第三章 漁業調整

第三十六条 公共の用に供しない水面に対する漁業法の適用

第三十七条 有害物の遺棄、漏せつ、の禁止

第三十八条 漁場内の岩礁破碎等の許可

第三十九条 禁止期間

第四十条 同

第四十一条 全長等の制限

第四十二条 漁業の禁止

第四十三条 禁止区域

第四十四条 同

第四十五条 試験研究等の目的による禁止区域

第四十六条 漁具漁法の制限及び禁止

第四十七条 同

第四十八条 同

第四十九条 同

第五十条 同

第五十一条 河口附近における漁具漁法の制限

第五十二条 夜間の操業禁止

第五十三条 集魚灯の使用制限及び禁止

第五十四条 同

第五十五条 電気設備の制限

第五十六条 漁撈特殊設備の制限

第五十七条 魚群探知器装置の許可

第五十八条 漁船の総トン数及び馬力の制限

第五十九条 漁獲量の最高限度

第六十条 免許漁業の保護区域

第六十一条 同

第六十二条 漁業鑑札

第六十三条 同

第六十四条 非漁民の漁具漁法制限

第六十五条 試験研究等の場合の適用除外

第六十六条 漁場又は漁具の標識の設置に係る届出

第六十七条 漁場の標識の記載事項等

第六十八条 定置漁業又は第二種共同漁業等の漁具の標識

識

第六十九条 延なわ漁業及び流網漁業の漁具標識

第七十条 潜水器漁業の操業旗章

第七十一条 許可船舶に対する碇泊命令及び検査

第七十二条 船長等の乗組禁止命令

第七十三条 無許可船に対する碇泊命令

第七十四条 停船命令

第四章 罰則

第七十五条 同

第七十六条 同

ができない場合は、この限りでない。

第二章 漁業の許可

(漁業の許可)

第四条 左に掲げる漁業は、知事の許可を受けなければ営んではならない。但し、第十四号の漁業を除き漁業権又は入漁権に基いてする場合、この限りでない。

一 まき網漁業(機船巾着網漁業、和船巾着網漁業、あくり網漁業)及びさば、ぶり、とびうおを目的とするまき網漁業)

二 流刺網漁業(まき刺網漁業及び動力漁船を使用して、いわし、さば、あぢ、ぶり、とびうおを目的とする網漁業流)

三 しき網漁業(第二種共同漁業に該当しないもの。)

四 棒受網漁業

五 まき餌釣漁業(動力漁船を使用して、ぼら、ちぬ及びすゞきを目的とするもの。)

六 延なわ漁業(動力漁船を使用して、たし、あまたし、さめを目的とするもの。)

七 空釣なわ漁業

八 底びき網漁業(打瀬網を含む動力漁船を使用しないもの。)

九 船びき網漁業(第二種共同漁業に該当しないもの。)

十 潜水器漁業

十一 三重網漁業(二種以上の網地を重ね合せたものを使用するまき網及び刺網)

第七十七条 同

第七十八条 同

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整を図り、もつて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十七条に規定する内水面を除く水面(海面とさう。以下同じ。)に適用する。

2 海面と内水面との境界は左の各号によるものとする。
一 中海と大橋川については、松江市矢田町地内手間天神島東端から正南北の線

二 前号以外の海面と河川については河口兩岸を結ぶ線(書類の経由)

第三条 この規則により、知事に申請書、届書又は報告書等を提出しようとする者は、その住所地(県の区域内に住所を有しないものにあつては、県の区域内における当該漁業の主たる根拠地)を管轄する支庁長又は地方事務所長(市にあつては、市所在地の地方事務所長)を経由しなければならない。但し、県の区域内に住所を有しない者であつて特別の事由により支庁長又は地方事務所長を経由すること

- 十二 中海及び境水道におけるこうがい網漁業及びげんしき網漁業
 - 十三 前各号及び第五条各号に掲げる漁業を除くの外五〇〇ワット(中海にあつては一〇〇ワット)以上の集魚燈を利用する漁業
 - 十四 小型機船底びき網漁業(漁場の往復のみならず、旋推進器を使用する打瀬網漁業及び手繰網漁業、自家用つり餌料を採捕する底びき網漁業最大幅員一・五メートル未満の船舶を使用する貝けた網漁業及びなまこけた網漁業)(共同漁業に該当する漁業の特例)
- 第五条 漁業法第六十六条第一項但書の規定に基き知事の許可を受けないで営むことのできる漁業は左に掲げる漁業以外のものとする。
- 一 小型定置網漁業(漁業法第六条第三項に該当しないもの。)
 - 二 つぼ網漁業
 - 三 ます網漁業
 - 四 ふくろ網漁業
 - 五 しば手網漁業
 - 六 刺網漁業(境水道におけるかに及びくろだいを目的とするものを除く。)
 - 七 しき網漁業
 - 八 地びき漁業
 - 九 地びき網漁業

- 十 船びき網漁業(手繰網漁業を含み動力漁船を使用しないもの。)
 - 十一 飼付漁業
 - 十二 しいらつけ漁業
 - 十三 つきいそ漁業
- (許可の申請)
- 第六条 漁業の許可は当該漁業の種類ごとに受けなければならない。但し、左に掲げる漁業にあつては当該漁業に使用する船舶(附属船を除き網漁業にあつては網船。以下同じ。)ごとに許可を受けなければならない。
- 一 第四条第一号から第九号まで及び第十四号の漁業
 - 二 第五条第六号及び第十号の漁業
- 2 前項の規定に依り許可を受けようとする者は、左に掲げる書類を添え様式第一号による申請書正副二通を知事に提出しなければならない。
- 一 使用する船舶(この場合附属船を含む。)の船舶原簿謄本、漁船検査証書の写及び漁船原簿謄本(当該漁船の漁船法に基き主たる根拠地が管轄内であるときは漁船登録票写をもつて代えることができる。以下同じ。)
 - 二 法人にあつては定款登記簿の謄本並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の社団にあつてはこれらに準ずる書類、その他の者にあつては財産状態を明かにするこれらに準ずる書類
 - 三 県内に住所を有しない法人(法人以外の社団を含む。)

- 以外のものにあつてはその住所の所在する市町村の長の身元証明書
- 四 二人以上の共同事業にあつては、当該漁業に関する各共同者の出資額及び権利義務の関係を記載した書類
 - 五 継続して漁業の許可を受けようとする者にあつては当該漁業の事業成績書
- 3 前項の書類の外、知事は必要と認める書類の提出を命ずることがある。
- (許可の申請期日)
- 第七条 第十九条の規定により定数が定められた漁業又は知事が指定する漁業に係る許可(起業の認可を含む。)の申請は知事が定める期間内になければならない。但し、左の各号の一に該当する場合はこの限りでない。
- 一 第二十条の規定による起業認可に基き許可申請をする場合
 - 二 第三十五条第三項の規定により相続人又は合併により存続する法人若しくは合併により成立した法人が許可の申請をする場合
 - 三 船舶ごとに許可を要する漁業であつて当該漁業の許可を受けた者が許可を受けた船舶による漁業を廢止し従前の許可内容と同一条件である船舶について許可の申請をする場合
- 2 知事は前項の規定による漁業を指定したとき又は許可申請期間を定めるときは、公示する。

- (許可の有効期間)
- 第八条 漁業の許可の期間は三年とする。
- 2 知事は漁業調整上その他必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- (許可証の交付)
- 第九条 知事は漁業の許可をしたときは、当該申請者に様式第二号の許可証を交付する。
- (許可証の携帯義務)
- 第十条 前条の許可証は、漁業の許可を受けた者が当該漁業に従事するときは携帯し又は従事する者に携帯させなければならない。
- 2 許可証の書換申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中のとき又は第十六条の規定により再交付の申請中のときは知事が証明した許可証の写を携帯して漁業をするこゝとができる。
- 3 前項の証明書は許可証の交付若しくは書換又は再交付を受けたときは遅滞なく返納しなければならない。
- (許可証の譲渡等の禁止)
- 第十一条 許可証及び前条第二項の規定による許可証写は、譲渡又は貸与することはできない。
- (許可の制限又は条件)
- 第十二条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは漁業を許可するにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(許可の内容の変更)

第十三条 漁業の許可を受けた者が当該許可の内容(操業区域、漁獲物の種類、操業期間、船舶総トン数、推進機関の種類及び馬力、附属船、条件又は制限)を変更しようとするときは、その事由を具した申請書を提出してあらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において知事は必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(許可証の書換及び再交付)

第十四条 前条の規定により許可を受けたとき(船舶の総トン数又は機関の馬力の増加の許可にあつてはその工事又は機関換装の終つたとき)その他許可証の記載事項に変更を生じたときは遅滞なく知事に許可証の書換を申請しなければならない。

2 前項の申請が船名、船舶の総トン数又は機関の馬力の増加に係るものであるときはその申請書に漁船原簿謄本及び漁船検査証書の写を添えなければならない。

第十五条 許可証を亡失し又はき損したときは遅滞なくその事由を具して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

第十六条 前二条の規定による申請があつたときは、知事は遅滞なく許可証を書き換えて交付し又は再交付する。

(許可証の返納)

第十七条 漁業の許可を受けた者は当該許可がその効力を失

い、又は取り消されたときは遅滞なくその許可証を知事に返納しなければならない。但し、許可証を返納することができないときは事由を具してその旨を知事に届け出ればよい。

2 漁業の許可を受けた者が死亡し又は解散したときは、その相続人合併後存続する法人合併によつて設立した法人、又は清算人が前項の手続をしなければならない。

第十八条 許可の効力を失い又は取り消された者が前条の規定による手続を怠つているときは、期間を定めてその手続を催告するものとする。

2 知事は前項の規定により催告してなお返納しないとき、第十六条の規定により再交付したとき又は第十七条第一項但書の規定による届出があつたときは当該許可証は無効である旨を島根県報に公示する。

(漁業許可の定数)

第十九条 知事は、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整上必要があると認めるときは第四条及び第五条各号に掲げる漁業につき漁業の種類別に許可数(以下「定数」という。)を定めることができる。

2 知事は、前項の定数を定める場合には現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会経済的条件を総合的に勘案しなければならない。

3 知事は第一項の定数を定める場合にはあらかじめ海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかな

ければならない。

4 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して公聴会を開き利害関係人の意見をきかなければならない。

5 知事は、県の区域内に住所を有しない者が相当数入漁する漁業につき第一項の定数を定める場合には、当該定数を県の区域内に住所を有する者に対する漁業の許可の枠と、県の区域内に住所を有しない者に対する漁業の許可の枠とを区分することができる。

6 知事は第一項の定数を定めたときは、公示する。

7 前五項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

(起業の認可)

第二十条 前条の規定により定数が定められた漁業及び知事が指定した漁業の許可を受けようとする者であつて、現に当該漁業に使用する船舶又は漁具を使用する権利を有しないものは船舶を建造する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け借り受け、その返還を受けその他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前にその漁業ごとにあらかじめ起業につき知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可申請をする場合には、申請書に様式第三号の船舶件名書を添えなければならない。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、本条第一項の認可申

請に準用する。

4 知事は、第一項の規定により起業の認可を要する漁業を指定したときは、公示する。

第二十一条 第四条及び第五条各号の漁業であつて、第十九条の規定により定数が定められたものにつき、起業の認可をしようとするときは優先順位によつてする。

2 前項の場合においては、第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。但し、この場合において、「漁業の許可」とあるのは「起業の認可」と読み替えるものとする。

第二十二条 起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において知事は申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは許可しなればならない。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第二十三条 左の各号の一に該当する場合は、知事は、漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が第二十四条に規定する適格性を有するものではない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合

三 漁業調整その他公益上必要があると認める場合

(許可についての適格性)

第二十四条 漁業の許可について適格性を有する者は、左の各号のいづれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二 労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

三 船舶ごとに許可を要する漁業につき許可を受けようとする船舶が知事の定める条件をみたさないこと。

四 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者がどんな名目によるのであつても実質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。

2 知事は前項第三号の船舶に関する条件を定めるときは、公示する。

(優先順位)

第二十五条 第四条及び第五条各号の漁業であつて第十九条の規定により定数が定められたものの許可は優先順位によつてする。但し、第二十条の規定による起業の認可を受けたい者に対する許可は、この限りでない。

第二十六条 前条の規定による漁業の許可の優先順位は左の順序による。

一 二十人以上によつて構成される法人であつて、且つ、当該漁業の漁場が属すると認められる地区に住所を有する漁民が議決権の五割以上及び構成員の七割以上を占めるもの。

るもの。

二 七人以上によつて構成される法人であつて、当該漁業の漁場が属すると認められる地区に住所を有する漁民が構成員の七割以上を占め、且つ、各自一個の議決権を有するもの。

三 前二号以外のもの。

2 二人以上共同して申請する場合においてその申請者が第一項各号のいずれに該当するかどうかは、各申請者のうちいずれに該当する者が、議決権において過半を占めていゝかによつて定める。この場合においていずれに該当するものも議決権において過半を占めていない場合は、下順位に該当するものとみなす。

3 法人以外の社團は、前二項の規定の適用に関しては、法人とみなす。

(優先順位についての勘案事項)

第二十七条 前条の規定により同順位の者がある場合においては、知事は、許可をするにはその申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 労働条件

二 漁業に関する法令に違反した事実があるかどうか。

三 当該漁業の許可を与えることによつて、従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

四 資本その他経営の能力

五 現に当該漁業に使用する船舶又は漁具を使用する権利

を有する者であるかどうか。

六 当該漁業の漁場において当該漁業又は類似の漁業について経験がある者であるかどうか。

七 当該漁業にその者の経済が依存する程度

八 当該漁業に従事する漁民が経営に参加する程度

九 当該漁業の漁場が属すると認められる地区に住所を有する漁民を使用する程度、又は経営に参加する程度。

十 現に当該漁業若しくは類似の漁業又は当該漁業と密接な関係を有する漁業を営む者二人以上が共同してこの種漁業の合計統数を減じ経営の合理化を図るを条件とするかどうか。

十一 当該漁場において他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

第二十八条 第十九条第五項の規定により、県の区域内に住所を有しない者に対する漁業の許可の枠を区分して定数を定めた場合の許可は、それぞれの枠ごとに優先順位によつてしなければならない。但し、後者の枠を定めた場合の許可は、第二十七条各号に掲げる事項を勘案して定めなければならない。

2 前項の場合において法人及び法人以外の社團にあつてはその構成員のうち県の区域内に住所を有する者が議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その法人又は法人以外の社團は県の区域内に住所を有しないものとみなす。二人以上の共同事業についてもまた同様とする。

(休業の届出)

第二十九条 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可又は認可の取消)

第三十条 漁業の許可を受けた後に、その許可を受けた者が第二十四条に規定する適格性を有するものでなくなつたときは、知事は、漁業の許可を取り消さなければならない。

第三十一条 漁業の許可を受けた日から六箇月間又は引続き一年間休業したときは、知事は、当該許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責に帰する事由による場合を除き第三十三条第一項若しくは第七十二条の規定に基く処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基く指示若しくは同条第七項の規定に基く命令により漁業の操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

第三十二条 知事は、錯誤により許可又は認可したときは、当該許可又は認可を取り消すことができる。

第三十三条 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、知事は許可の内容を変更し若しくは制限し、操業を停止し又は当該許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者が、この規則又はこの規則の規定に基く処分を違反したときもまた前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、当該違反者が有する全部の許可について行うことがある。

第三十四条 知事は、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条及び第三十三条の規定による処分をしようとするときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(許可又は起業の認可の失効)

第三十五条 左に掲げる場合には、漁業の許可は、その効力を失う。

- 一 漁業の許可を受けた者が死亡し又は解散したとき。
- 二 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したとき。
- 三 船舶ごとに許可を要する漁業に使用する漁船であつて、当該船舶が漁船法第十五条第一項第一号から第四号までの規定により登録が失効したとき又は当該船舶を使用する権利がなくなつたとき。
- 四 船舶ごとに許可を要する漁業に使用する漁船であつて、許可を受けた船舶により当該漁業を廃止したとき。
- 2 起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、認可はその効力を失う。
- 3 第一項第一号又は前項の場合において、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人が漁業の許可又は起業の認可を申請したとき、これに対する許可

若しくは認可又は申請に対する却下があるまでの期間は、被相続人又は合併によつて解散した法人に対してした許可又は認可はその者に対してしたもののみならず。

4 前項の申請は、相続開始後又は法人合併後二十日以内にこれを証する書面を添えてしなければならない。

第三章 漁業調整

(公共の用に供しない水面に対する漁業法の規定の適用)

第三十六条 漁業法第六十八条から第七十条まで及びこれらの規定に係る罰則の規定は、公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面に通ずる水面又は漁業法第四条の水面に通ずるものに適用する。

(有害物の遺棄、漏せつゝの禁止)

第三十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し又はその有害な物を漏せつゝする虞がある物を放置してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

第三十八条 免許漁業の漁場内において岩礁を破砕し又は土、砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書に当該漁場に係る漁業権を有する

者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該土、砂、岩石又は岩礁の所在する場所
- 三 破砕又は採取する目的
- 四 破砕又は採取の方法
- 五 破砕又は採取の時期及び期間
- 六 破砕又は採取に伴う補償の措置
- 七 その他参考となるべき事項

(禁止期間)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に規定する期間はこれを探捕してはならない。但し、区画漁業の内容となつてゐる水産動物を区画漁業権に基いて採捕する場合はこの限りでない。

名 称	禁 止 期 間
あこやがい (しんじゆがい)	五月一日から八月三十一日まで
あ わ び	十月一日から十一月三十日まで
あ ざ び	五月一日から六月三十日 まで
し ら う ね	五月一日から十一月三十日まで
な ま こ	五月一日から八月三十一日まで
ずわいがに (まつげがに) のめす	一月一日から二月末日 まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は所持し又は販売してはならない。

第四十条 知事は、漁業調整その他漁業取締上必要あると認めるときは、第四条及び第五条各号の漁業につき、操業を

禁止する期間を定めることができる。

- 2 前項の期間内において操業してはならない。
- 3 知事は第一項の期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 4 知事は第一項の期間を定めるときは、公示する。

(全長等の制限)

第四十一条 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表下欄に規定する大きさのものは、これを探捕してはならない。但し、区画漁業の内容となつてゐる水産動物を区画漁業権に基いて採捕する場合はこの限りでない。

名 称	大 き さ
あこやがい (しんじゆがい)	殻長 六センチメートル以下
あ わ び	カ 十センチメートル以下
あ ざ び	ふた径三センチメートル以下
は ま ぐ り	殻長 三センチメートル以下
う な ぎ	全長 三十センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

(漁業の禁止)

第四十二条 左に掲げる漁業は、営んではならない。

- 一 藻打瀬網漁業
- 二 藻手繰網漁業
- 三 藻こぎ網漁業

- 四 藻びき網漁業
 - 五 沖繩式追込網漁業
 - 六 中海及び境水道における空釣なわ漁業
 - 七 空釣こぎ漁業
 - 八 えり梁漁業（かご網を除く。）
- （禁止区域）
- 第四十三条 次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表下欄に掲げる区域内においては操業してはならない。但し、機船中着網漁業、集魚燈を使用するいわし機船中着網漁業及び棒受網漁業であつて総トン数十トン未満の網船による場合はこの限りでなく。

漁業種類	禁止区域
手繰網及び打瀬網漁業	最大高潮時海岸線から二海里の区域及び八東郡蔵崎から知夫郡三度崎を経て那賀郡大崎鼻に至る線に圍まれた区域（四月一日から八月三十一日までの期間）但し、中海を除く。
機船中着網漁業	最大高潮時海岸線から四海里の区域
集魚燈を使用するいわし機船中着網漁業	最大高潮時海岸線から八海里の区域
和船中着網漁業	中海、境水道及び最大高潮時海岸線から二海里の区域
あぢ、さば刺網漁業（動力漁船を使用するもの。）	最大高潮時海岸線から四海里（隠岐島周辺にあつては三海里）の区域
いわし流網漁船（動力漁船を使用するもの。）	最大高潮時海岸線から二海里の区域
棒受網漁業	最大高潮時海岸線から八海里の区域

潜水器漁業

げんしき網漁業

中海、境水道及び最大高潮時海岸線から水深一五メートル未満の区域

八東郡森山村大字森山内野島南端から鳥取県西伯郡外江町大字森山子屋鼻を見通した線と八東郡森山村大字森山子屋鼻を見通した線とを結ぶ線に圍まれた区域及び八東郡森山村大字森山子屋鼻を見通した線と八東郡森山村大字森山子屋鼻を見通した線とを結ぶ線に圍まれた区域

第四十四条 知事は、漁業調整その他漁業取締のため必要があるとき認めるときは、第四条及び第五条各号の漁業につき操業を禁止する区域を定めることができる。

2 前項の区域内において操業してはならない。

3 知事は第一項の禁止区域を定めようとするときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4 知事は第一項の禁止区域を定めるときは、公示する。

（試験研究等の目的による禁止区域）

第四十五条 知事は試験研究その他特別の事由により水産動植物の種類又は漁業種類を指定して採捕又は操業を禁止することができる。

2 前項の区域内において操業してはならない。

3 知事は、前項の規定により禁止区域を定めようとするときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

- 4 知事は、第一項の規定により禁止区域を定めるときは、公示する。
- （漁具漁法の制限及び禁止）
- 第四十六条 左に掲げる漁具漁法により水産動植物を採捕してはならない。
- 一 水中に電流を通じてする漁法
 - 二 瀬干漁法
- 第四十七条 潜水器による漁業は、同一漁場において二器以上を使用してはならない。
- 2 知事は潜水器漁業について、一漁期許可した漁場においては、二箇年以内に再び許可してはならない。
- 第四十八条 左に掲げる漁業は動力漁船を使用して営んではならない。但し、総トン数十トン未満の動力漁船をひき船（網船をえい行するもの。）に使用する場合はこの限りでなく。
- 一 和船中着網漁業
 - 二 あぐり網漁業
 - 三 しぎり網漁業
 - 四 地こぎり網漁業
- 第四十九条 次の表の上欄に掲げる漁具漁法により水産動植物を採捕する場合にあつては、当該漁具漁法はそれぞれ同表下欄に規定する範囲でなければならぬ。

名称	制限範囲
いわし中着網	網目 二、五センチメートル以下
さば中着網	網目 三、五センチメートル以下
手繰網、打瀬網	網目 三センチメートル以上
桁	歯の間隔 七センチメートル以上
もじ	網目 百四十径以上
ます網、ふくろ網	網目 二センチメートル以上

第五十条 中海及び境水道において左に掲げる漁具漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 ひき網又は手繰網漁業にもじ網を使用する漁法（四月一日から五月三十一日までの期間）
- 二 こうがい網による漁法（四月一日から五月三十一日までの期間）
- 三 打瀬網による漁法
- 四 越中網による漁法
- 五 網の浮子方の長さ三百メートル以上の地びき網及び船びき網
- 六 網の浮子方の長さ七十五メートル以上の手繰網
- 七 網の浮子方の長さ百二十メートル以上のげんしき網
- 八 網の浮子方の長さ六百メートル以上の三重網

2 境水道において左に掲げる漁具、漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 ぼらしき網による漁法
- 二 三重網を使用する漁法
- 三 さつばすくい網による漁法

四 さよりすくい網による漁法

五 刺網を使用する漁法(かに刺網及びくろだいの刺網を除く。)

六 昼間及び十二月一日から五月三十一日までの期間におけるげんしき網による漁法

(河口附近における漁具漁法の制限)

第五十一条 次の表の上欄に掲げる河川の河口附近であつて同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、ひき網の網目一・五センチメートル以下のものを使用して漁業を営んではならない。

名称	制限区域	期間
高津川	美濃郡益田町益田川口左岸(甲)及び高津川口左岸から二百五十二度の方向二千八百八十メートルの地点を(乙)からそれぞれ三百四十五度の方向二千八百八十メートルの点イ、ロとし、甲イ、ロ乙の三直線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた区域	二月十五日から三月三十一日まで
江川	那賀郡江津町と浅利村の境界線上並びに江津町大字郷田と同町大字嘉久志の境界線上最大高潮時海岸線と交る地点を甲、乙とし、甲乙からそれぞれ三十五度の方向二千八百八十メートルの点イ、ロとし、甲イ、ロ乙の三直線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた区域	二月十五日から三月三十一日まで
三隅川	三隅川口左岸から二百六十七度の方向最大高潮時海岸線と交る地点(甲)同右岸から六十九度の方向五百メートルの地点(乙)からそれぞれ五度の方向一千メートルの点イ、ロとし、甲イ、ロ乙の三直線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた区域	二月十五日から三月三十一日まで
周布川	周布川口左岸から三百三十二度の方向最大高潮時海岸線と交る地点(甲)同右岸から七十九度の方向	二月十五日から三月三十一日まで

向四百メートルの地点(乙)からそれぞれ五度の方向一千メートルの点イ、ロとし、甲イ、ロ乙の三直線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた区域

月三十一日まで

(夜間の操業禁止)

第五十二条 次に掲げる漁業は、夜間操業をしてはならない。

- 一 打瀬網漁業
- 二 地こぎ網漁業
- 三 のぞきつき漁業及びやすつき漁業(第一種共同漁業権に基いて水産動植物を採捕する場合を除く。)
- 四 採藻漁業

(集魚燈の使用制限及び禁止)

第五十三条 まき網漁業(いわしを目的とする機船巾着網漁業、和船巾着網漁業及びあぐり網漁業を除く。)は集魚燈を使用して操業してはならない。

第五十四条 各種漁業に使用する集魚燈は、一漁具(一本釣漁業にあつては一漁船。以下同じ。)につき、次の表の上欄に掲げる電球の総容量の範囲を超えて下欄に掲げる区域において使用してはならない。

集魚燈に使用する電球の総容量	制限区域
五〇〇ワット	最大高潮時海岸線から三、〇〇〇メートル以内
一、〇〇〇ワット	最大高潮時海岸線から二海里以内
一、五〇〇ワット	最大高潮時海岸線から四海里以内
二、五〇〇ワット	最大高潮時海岸線から八海里以内

(電気設備の制限)

第五十五条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船の電気設備は、一漁具につきそれぞれ下欄に掲げる範囲でなければならぬ。

漁業種類	総設備容量の範囲
いわし(まき網漁業(巾着網、あぐり網)(巾着網、あぐり網))	発電機(蓄電池を含む。)集魚灯に使用する電球 三キロワット以下
棒受網漁業	発電機(蓄電池を含む。)集魚灯に使用する電球 三キロワット以下
しき網漁業	発電機(蓄電池を含む。)集魚灯に使用する電球 二キロワット以下
さばはね釣漁業	発電機(蓄電池を含む。)集魚灯に使用する電球 三キロワット以下
一本釣漁業	発電機(蓄電池を含む。)集魚灯に使用する電球 五〇〇ワット以下
その他の漁業	発電機(蓄電池を含む。)集魚灯に使用する電球 一キロワット以下

火船は一隻以内でなければならぬ。

4 第二項に掲げる漁業以外は、火船を使用してはならない。

5 特別の事情のため前四項に規定する電気設備の制限を超えて使用しようとする場合は、知事の許可を受けなければならぬ。

(漁撈特殊設備の制限)

第五十六条 次の表の上欄に掲げる漁撈特殊設備は、下欄に掲げる漁業について許可又は起業の認可を受けないで当該漁業に使用する船舶に設置してはならない。但し、当該漁業につき許可を要しないものにあつてはこの限りでない。

特殊設備の種類	漁業名称
底びき用ウインチ及びローラ	機船底びき網漁業 小型機船底びき網漁業
まき網用ウインチ及びネットホーラ	まき網漁業
棒受用ウインチ	棒受網漁業
刺網用ローラ	刺網漁業、流網漁業
集魚灯設備	集魚灯を使用する漁業
揚餌機	棒受網漁業 さばはね釣漁業 まき餌釣漁業

2 次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、一漁具につき下欄の隻数の範囲でなければならぬ。

漁業種類	火船の数の範囲
いわし(まき網漁業(巾着網、あぐり網))	二隻以下
しき網漁業	五隻以下

3 いわし(まき網漁業)であつて二・五キロワット以上容量を有する発電機を使用するときは、前項の規定にかゝらわらず

2 知事は、前項の規定に反して漁撈特殊設備を有する漁船の所有者又は使用者に対し、期間を定めて当該設備の撤去を命ずることができる。

(魚群探知器装置の許可)

第五十七条 漁船に魚群探知器を装置しようとする者は、あらかじめその装置につき知事の許可を受けなければならない。

2 漁船に装置する航路安全器は、魚群探知器とみなす。

3 第一項の許可を受けようとする者は、様式第四号の申請書を知事に提出しなければならない。

(漁船の総トン数及び馬力の制限)

第五十八条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船は、それぞれ同表中欄に掲げるトン数及び同表下欄に掲げる馬力を超えるものであつてはならない。

名	称	トン数	馬力
小型機船底びき網漁業		五トン	一五馬力
中海における小型機船底びき網漁業		三トン	一〇馬力
和船巾着網漁業		一〇トン	ひき網船に限り一五馬力
まき網漁業(巾着網を除く。)		一〇トン	二〇馬力

(漁獲量の最高限度)

第五十九条 知事は、水産動植物の繁殖保護上必要があると認めるときは、海域を指定し、当該海域内において認められるべき漁獲量の最高限度及び当該漁獲量の最高限度に達すると予想される期日を水産動植物の種類又は漁業の種類ごとに定めることができる。

2 知事は、前項の規定により海域及び漁獲量の最高限度及び当該漁獲量の最高限度に達すると予想される期日を定め

たときは公示する。

3 第一項の規定により定められた期日以後は、同項の規定により定められた水産動植物を採捕し又は漁業を営んではならない。

4 第一項の規定により海域、漁獲量、最高限度及び当該漁獲量の最高限度に達すると予想される期日を定めようとするときは、知事は海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

5 知事は、漁獲及び水産資源の状況を勘案し必要があると認めるときは第一項の規定により定められた漁獲量の最高限度又は当該漁獲量の最高限度に達すると予想される期日を変更することができる。この場合においては前二項の規定を準用する。

(免許漁業の保護区域)

第六十条 次の表の上欄に掲げる免許漁業につき、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会が指示することができる。保護区域は、それぞれ同表下欄に掲げる範囲でなければならない。

名	称	保護区域の範囲
定置漁業	前面	六〇〇米以内
	後面	一五〇米以内
	沖合	一五〇米以内
	両面	四五〇米以内
両口の場合	両面	四五〇米以内
	沖合	一五〇米以内

しいら濱漁業 濱の周囲 二〇〇米以内
つきいそ漁業 漁場の周囲 二〇〇米以内

第六十一条 前条の規定による免許漁業につき保護区域を定めるとき、その当該保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該漁業の魚道をしや断し又は魚群を散逸する行為をしてはならない。

(漁業鑑札)

第六十二条 漁業の免許又は許可を要しない漁業を漁業権に基かないで営もうとする者は、様式第五号による申請書一通を知事に提出して漁業鑑札の交付を受けなければならない。

2 前項の申請書には左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 動力漁船を使用する場合にあつては、漁船原簿謄本
- 2 無動力漁船を使用する場合にあつては、漁船登録票写(当該漁船が管轄内の場合を除く。)
- 3 県内に住所を有しないものにあつては、その住所の所在する市町村長の身元証明書

第六十三条 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があつたときは、様式第六号の漁業鑑札を交付する。

2 知事は、前項の漁業鑑札の交付にあつては五年以内においてその有効期間を定める。

3 前条第一項の、漁業者には、第十条第一項及び第十一条

の規定を準用する。この場合において、「許可証」とあるのは「漁業鑑札」と読み替えるものとする。

4 第一項の漁業鑑札は、漁業者が死亡し若しくは廃業し又は有効期間が満了したときは、遅滞なく返納しなければならない。

(非漁民の漁具漁法制限)

第六十四条 漁民でないものは、左に掲げる漁具漁法によるの外、水産動植物を採捕してはならない。

- 1 竿釣及び手釣(まき餌釣及び遊漁船以外の船を使用するものを除く。)
- 2 たも網及び又手網
- 3 投網(船を使用しないものに限る。)
- 4 歩行徒手採捕

(試験研究等の場合の適用除外)

第六十五条 この規則において定める水産動植物の種類、大きさ、若しくは数量、水産動植物の採捕又は使用する漁具若しくは、漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究その他特別の事由により知事の許可を受けた者が行う当該試験等については適用しない。

2 前項の許可を受けようとするものは、様式第七号の申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請に基き許可しようとするときは海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

- 4 第一項の規定による許可の期間は一年以内とする。
- 5 知事は、第一項の許可をしたときは様式第八号による許可証を交付する。
- 6 知事は、第一項の規定により許可するにあたり、制限又は条件を付けることができる。
- 7 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験、研究等の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 8 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 9 第五項及び第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第四項中「交付する。」とあるのは「書き換え交付する。」と読み替えるものとする。
- 10 第十条(許可証の携帯義務)の規定は、第一項又は前項の規定により許可を受けた者が、当該許可の内容となつてゐる水産動植物の採捕又は養殖に従事する場合に準用する。

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第六十六条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なく建設又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(漁場の標識の記載事項等)

第六十七条 前条に規定する漁場の標識は、十二センチメートル

トル以上の角柱とし、漁場又は漁場附近の土地又は海面で、且つ、見易い場所に地上又は水面上、五メートル以上の高さに建設し左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許番号
- 二 漁業の種類及び名称
- 三 漁場の位置
- 四 漁業権者(共有の場合はその代表者)の住所氏名又は名称
- 五 漁業時期
- 六 免許年月日

2 前項に規定する標識の記載事項に変更を生じ若しくは標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は標識を亡失し若しくは損したときは遅滞なくこれを書き換え又は新に建設しなければならない。

(定置漁業又は第二種共同漁業等の漁具の標識)

第六十八条 定置漁業又は知事が指定する第二種共同漁業及び第五条に掲げる漁業を営む者は、漁具の敷設中様式第九号による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面上、五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては、二キロメートル以上離れた場所から認識できる電燈その他の照明による漁具標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の第二種共同漁業又は第五条の漁業を定めるときは、公示する。

(延なわ漁業及び流網漁業の漁具の標識)

第六十九条 延なわ漁業及び流網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者は、その操業中幹なわ又は網の両端に水面上、五メートル以上の高さの「ボンデン」をつけ、幹なわ又は網の方向を明示し且つ、延なわ漁業にあつては幹なわの中間に三百メートルごと又は一鉢ごとに浮標をつけなければならない。また夜間においては「ボンデン」に二キロメートル以上離れた場所から認識できる電燈その他の照明を掲げなければならない。

2 前項の漁具標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

3 手繰網、打潮網機船底びき網漁業者は、第一項の浮標及び「ボンデン」の間においてひき網し又は投網してはならない。

(潜水器漁業の操業旗章)

第七十条 潜水器漁業を営む者は、その操業中左に掲げる事項を記載した旗章を船舷上一メートル以上の高さに掲げなければならない。

- 一 許可番号
 - 二 漁業の名称
 - 三 漁業の時期
 - 四 許可年月日
 - 五 漁業を営む者の氏名又は名称及び住所
- 2 旗章は方八十センチメートル以上の赤色布地とする。

(許可船舶に対する碇泊命令及び検査)

第七十一条 知事は、漁業の許可に係る船舶につき合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分が違反する事実があると認める場合において漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、碇泊港及び碇泊期間を指定して当該船舶の碇泊を命ずることがある。漁業法第三十四条第一項の規定による検査を行わせるときもまた同様とする。

2 前項に規定する碇泊期間は同項前段においては四十日、後段においては十日を越えないものとする。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方にその旨を通知し、その者又は代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(船長等の乗組禁止命令)

第七十二条 知事は、漁業の許可に係る船舶につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの法令の規定に基づく処分が違反する事実があると認める場合において漁業取締上必要があるときは当該船舶の長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し当該漁業に従事する船舶への乗組を制限し又は禁止することができる。

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

(無許可船に対する碇泊命令)
第七十三条 知事は、合理的に判断して船舶が当該漁業の許

可を受けないで当該漁業に使用された事実があると認められる場合において漁業取締上必要があるときは、当該船舶により漁業を操業する者又は当該船舶の長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し碇泊港及び碇泊期間を指定して当該船舶の碇泊を命ずることがある。

2 前項の規定による碇泊期間は、四十日を越えないものとする。

3 第一項の場合には、第七十一条第三項の規定を準用する。但し、無許可漁業の現行を検挙した場合はこの限りでない。

(停船命令)

第七十四条 漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問は、当該漁業に従事する船舶(許可を受けないで当該漁業に従事し又は従事する虞のあるものを含む。)の船舶の長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令には左に掲げる信号を用いるものとする。

一 昼間にあつては停船信号(様式第八号)を掲げ、且つ、一秒時の間隔をもつて汽角、汽笛その他の音響器により長声一発及び短声四発を連発するもの。

二 夜間にあつては約一秒時の間隔をもつて、せん光により長光一せん及び短光四せんを連せんし、且つ、前号と同様の音響信号とするもの。

3 前項において「長声」又は「長光」とは、約四秒から六秒までの発声又はせん光をいい、「短声」又は「短光」とは、約一秒の発声又はせん光をいう。

第四章 罰則

第七十五条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料に処し、又はこれらを併科する。

一 第四条、第十条第一項、第十三条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条第二項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十五条まで、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条第三項、第六十一条、第六十五条第八項、第六十八条第一項、第六十九条第一項又は第七十条第一項の規定に違反した者

二 第十二条、第三十三条、第六十五条第六項又は第七十二条第一項の規定による制限又は条件に違反した者

三 第三十三条、第三十七条第二項、第五十六条第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定による命令に従わない者

2 第六十一条に違反した者の罪は、告訴を待つて論ずる。

第七十六条 第十条第二項(第六十五条第十項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項、第十七条、第六十二条、第六十四条、第六十五条第七項、第六十六条、第六十

七条、第六十九条第二項及び第三項、第七十条第二項の規定に違反した者は、科料に処する。

第七十七条 第六十三条又は前条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価格を追徴することができる。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第七十五条又は第七十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この規則は、昭和二十六年九月一日から施行する。

2 島根県漁業取締規則(明治四十四年島根県令第五十四号、以下「旧規則」という。)及び昭和二十五年島根県規則第十九号は廃止する。

3 旧規則の規定に基いてした許可その他の知事の処分であつてこの規則施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基いてすることができるものに限りこれに基いてしたもののみならず。

4 前項の規定による許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。但し、昭和二十七年三月三十一日を超えないものとする。

5 この規則施行前に、旧規則により交付した許可証又は漁業鑑札は、この規則の規定により交付した許可証又は漁業鑑札とみなす。

6 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後においてもなお従前の例による。

7 この規則施行に伴い新たに第四条及び第五条各号の許可を要する漁業に該当する漁業を現に営む者は、この規則施行の日から三十日以内に第六条の規定に基いて許可申請した場合に限り当該申請に対し許可の処分あるまでなお従前の例による。

8 この規則施行の際現に第三十八条に規定する漁場内の岩礁破砕等を実施している者は、この規則施行の日から三十日以内に第三十八条第一項の規定に基いて許可申請した場合に限り当該申請に対し許可の処分あるまでは、従前の工事を継続することができる。

9 この規則施行前に漁船に魚群探知器を装置している者は、この規則施行の日から三十日以内に第五十七条第二項に規定する様式に準じた書面により、知事に届け出なければならぬ。

様式第一号

漁業許可申請書

- 一 漁業の名称
- 二 操業区域
- 三 漁獲物の種類
- 四 操業期間
- 五 根拠地
- 六 使用船舶

船名及び漁船登録番号
船舶総トン数
機関の種類及び機関の馬力
附属船

右の通り〇〇漁業の許可を受けたいから関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日
住所
氏名 名 ㊟

島根県知事 殿

様式第二号 (厚紙製)

第 号

漁業許可証

住所
氏名又は名称

(25種)

- 一 漁業名称
- 二 漁業区域
- 三 漁獲物の種類
- 四 操業期間
- 五 許可期間
- 六 船舶
- 七 制限又は条件

昭和 年 月 日
島根県知事 ㊟

様式第三号

船舶件名書

- 一 船名
- 二 漁船登録番号又は船鑑札番号
- 三 船籍港

(20種)

昭和 年 月 日
住所
氏名 名 ㊟

島根県知事 殿

様式第五号

漁業鑑札交付申請書

漁業名称	操業区域	漁獲物種類	操業期間

一 船名及び漁船登録番号
一 総トン数及び馬力

漁業鑑札の交付を受けたいから申請します。

昭和 年 月 日
住所
氏名 名 ㊟

島根県知事 殿

- 四 船体の長、巾及び深
 - 五 トン数
 - 六 機関の種類及び馬力
 - 七 予定起工年月日
 - 八 予定竣工年月日 (現在のものについては進水年月日)
 - 九 造船所の所在地及び名称
- 右の通り相違ありません。
- 昭和 年 月 日
住所
氏名 名 ㊟
- 島根県知事 殿

様式第四号

魚群探知器装置許可申請書

- 一 漁業種類
 - 二 漁業区域
 - 三 船名 漁船登録番号
トン数及び馬力数
 - 四 馬群探知器 型式
 - 五 右記録器 型式
乾式
湿式
 - 六 公称発振周波数
 - 七 魚群探知器製作所名
- 右の通り魚群探知器を装置したいから関係書類を添えて申請します。

様式第六号

(表面)

第 号	住所	名
漁業鑑札	氏	
昭和 年 月 日	島 根	県 団
有効期間	昭和 年 月 日	から
	昭和 年 月 日	まで

縦 十五糎
横 十糎

(裏面)

漁業名称	操業区域	漁獲物種類	操業期間
船名及び漁船登録番号			
総トン数及び馬力	トン	馬力	

様式第七号

特別採捕許可申請書

一 目的

二 使用船舶

イ 漁船登録番号

ロ 船名

ハ 総トン数

ニ 機関

ホ 所有者

三 採捕しようとする水産動物物の名称及び数量

四 採捕の期間

五 採捕の区域

六 使用漁具及び漁法

右の通り特別採捕の許可を受けたいから申請します。

昭和 年 月 日

住所

氏名又は名称 ㊟

島根県知事 殿

様式第六号 (厚紙製)

特別採捕許可証

(25糎)

特別採捕許可証	住所	氏名又は名称
一 採捕物の種類		
二 採捕の区域		
三 採捕の期間		
四 使用漁具、漁法		
五 船名及び漁船登録番号		
六 機関の種類及び馬力		
七 許可期間		
八 制限又は条件		
昭和 年 月 日		

(20糎) 島根県知事 印

様式第九号

定置漁業又は第二種共同漁業等の漁具標識

第 号	漁業名
○ ○	氏 名
	漁業権
	布 地 赤 色
	(縦 八十糎)
	(横 八十糎)

様式第十号

停止(船)信号

45.5糎	45.5糎
	斜線部 藍
	その他 黄

76糎

「汝速かに停船せよ。」

島根縣報

号 外
昭和二十六年
八月二十九日
水曜日

◎規則 島根県内水面漁業調整規則

規則

島根県内水面漁業調整規則をここに公布する。

昭和二十六年八月二十九日

島根県知事 恒松安夫

◎島根縣規則第八十九号

島根県内水面漁業調整規則

目次

第一章 総則

第一条 目的

第二条 適用範囲

第三条 書類の經由

第二章 漁業の許可

第四条 漁業の許可

第五条 共同漁業に該当する漁業の特例

第六条 許可の申請

第七条 許可の有効期間

第八条 許可証の交付

第九条 許可証の携帯義務

第十条 許可証の譲渡等の禁止

第十一条 許可の制限又は条件

第十二条 許可の内容の変更

第十三条 許可証の書換及び再交付

第十四条 同

第十五条 同

第十六条 許可証の返納

第十七条 同

第十八条 漁業許可の定数

第十九条 許可をしない場合

第二十条 許可についての適格性

第二十一条 優先順位についての勘案事項

第二十二条 休業の届出

第二十三条 許可の取消

第二十四条 同

第二十五条 同

第二十六条 同

第二十七条 同

第二十八条 許可の失効

第三章 漁業調整

第二十九条 公共の用に供しない水面に対する漁業法の規定の適用

